

盛岡広域振興局長告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

盛岡広域振興局長 杉原永康

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
都市計画道路3・4・30矢幅駅黒川線	100.0	18.0	平成25年4月1日
都市計画道路3・5・126矢幅駅下花立線	180.0	16.0	〃
都市計画道路7・4・7矢幅駅東せせらぎ通り線	40.0	12.0	〃
区画整理道路 6-2号線	270.0	6.0	〃
区画整理道路 6-3号線	36.0	6.0	〃
区画整理道路 6-4号線	130.0	6.0	〃

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。